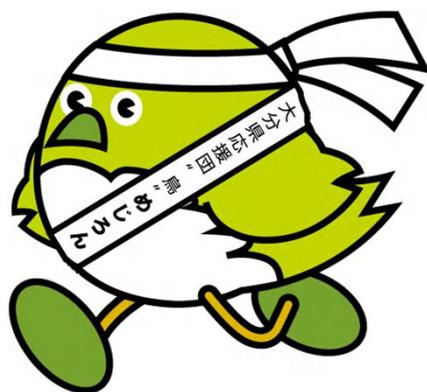


企業・財団による助成プログラム

独立行政法人福祉医療機構



独立行政法人福祉医療機構 (WAM)

助成制度の紹介



令和8年3月10日

独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター

I. WAMが運営する助成制度の種類

① 社会福祉振興助成事業

通称：「WAM助成」

対象活動：社会福祉分野全般の活動

所管省庁：厚生労働省



② こどもの未来応援基金 未来応援ネットワーク事業

通称：「支援金」または「基金事業」

対象活動：こどもの貧困対策の活動

所管省庁：こども家庭庁



2. WAMが運営する助成制度の概要

	WAM助成	支援金
助成対象者	非営利の法人・任意団体	非営利の法人・任意団体
助成対象分野	<u>福祉活動全般(テーマに合うもの)</u>	<u>こどもの貧困対策</u>
対象事業実施期間	4月～翌3月までの1年間	4月～翌3月までの1年間
助成金額	上限 700万円(単一都道府県内) 上限 900万円(複数都道府県)	上限 400万円(事業A:通常コース) 上限 150万円(事業B:少額コース)
その他の要件	応募団体が自ら企画・実施するもの 国等の制度で対応できないもの <u>他団体との連携による実施</u> <u>他の助成金との組み合わせ不可</u>	応募団体が自ら企画・実施するもの 国等の制度で対応できないもの <u>他の助成金との組み合わせ可能(※経費区分 できる前提)</u>
募集期間	<u>12月下旬～1月下旬(予定)</u>	<u>7月下旬～9月中旬(予定)</u>

※募集内容は変わる場合がございますので、応募の際は募集要領を必ずご確認ください。

3

3-1. 「WAM助成」の詳細とご利用のポイント

※ 主要事項を抜粋。応募の際に全容を「募集要領」で確認のこと

【対象団体の要件】

- ・ 非営利組織であること(営利型・非営利型の種類がある法人は注意)
- ・ 定款や運営規約が整備されていること
- ・ 役員が複数名おり、役員会など合議での決定構造があること
- ・ 監事が設置されていること
- ・ 会計処理及び決算を行っていること
- ・ 上記が「定款・規約」「決算書」で確認できること【重要!】

※ 個人では応募できません



4

3-2. 「WAM助成」の詳細とご利用のポイント

【コースの種類】

① 地域連携活動支援事業

- ・ 1つの都道府県内で他団体と連携して行う活動
- ・ 助成金額上限 700万円

② 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

- ・ 複数の都道府県にわたって他団体と連携して行う活動
- ・ 助成金額上限 900万円
- ※ ①、②は2か年計画の応募も可能

③ モデル事業

- ・ 事業期間3年間以内で事業の制度化・政策化に向けて取り組む活動
- ・ 助成金額上限（3年間の総額）3,000万円



5

3-3. 「WAM助成」の詳細とご利用のポイント

【長所】

- ・ 1事業あたりの助成金上限額が大きい
- ・ 複数年対応のメニューも用意している
- ・ 幅広い福祉分野に対応している
- ・ 制度利用団体への研修会等開催による運営支援

【短所】

- ・ 国庫補助金財源のため、手続きや要件などの遵守事項が多く、厳格である
- ・ 事業に求められる成果のレベルは高めである

【こんな場合におすすめ】

- ➡ 腰を据えて、大規模や難しい取り組みを行いたい
- ➡ 本格的に組織のステップアップを図りたい
- ➡ 「こどもの貧困対策」だけでない福祉活動へ取り組みたい



6

4-1. 「支援金」の詳細とご利用のポイント

※ 主要事項を抜粋。応募の際に、全容を「募集要領」で確認のこと

【対象団体の要件】

- ・ 非営利組織であること（営利型・非営利型の種類がある法人は注意）
- ・ 定款や運営規約が整備されていること
- ・ 役員が複数名おり、役員会などで合議が行えること
- ・ 会計処理及び決算を行っていること

※ 個人では応募できません



7

4-2. 「支援金」の詳細とご利用のポイント

【コースの種類】

① 事業 A

- ・ 従来の活動からの発展拡充を含むもの
 - ➔ 新規事業の立ち上げ
 - ➔ 既存事業の実施回数、対象地域、対象人数の拡大
- ・ 支援金額上限 400万円

② 事業 B

- ・ 小規模な活動
- ・ 支援金額上限 150万円
- ・ 設立5年以内の団体は、優遇考慮して審査



8

4-3. 「支援金」の詳細とご利用のポイント

【長所】

- ・ 小規模事業の対応コース（使い勝手を勘案）を設けている
- ・ WAM助成と比較して、手続きや要件の柔軟性が高い
- ・ 募集や資金交付の時期が早い
- ・ 制度利用団体への研修会等開催による運営支援

【短所】 ※「制度の利用上限3回」は撤廃されました

- ・ 対象活動が「こども貧困対策」のみである

【こんな場合におすすめ】

- ➡ 小規模で地道な草の根活動の基盤強化（平時活動の確実なステップアップ）
- ➡ 助成制度の利用に慣れたい
- ➡ 「こどもの貧困対策」に特化した取り組み



9

5. 応募等事業開始までの手続き

① WAM助成

募集期間：事業年度の前年12月下旬～翌1月下旬頃

内定時期：事業年度の4月

資金交付：事業年度の6月頃～

② 支援金

募集期間：事業年度の前年度7月下旬～9月中旬頃

内定時期：事業年度の前年度1月頃

資金交付：事業年度の4月頃～

※ どちらの制度も、WAMホームページの「応募フォーム」にて応募していただきます。
(紙書類での応募はできません。)

10

6. 事業実施から完了までの手続き

【両制度共通】

① 進捗状況調査

- ・ 事業年度の途中で、進捗状況を書面報告していただきます。

② 事業完了報告

- ・ 事業年度の翌年度4月に、事業実績・経費精算・自己評価について報告していただきます。

※ 「WAM助成」のみ、サンプリングのうえ、WAMによるヒアリング事業評価が発生します。

11

7. 窓口のおしらせ

応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。
どうぞお気軽にご相談ください。

《お問い合わせ先》

① 電話 ☎ 03-3438-4756

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）

② メール

WAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

<https://www.inf.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-wamjosei01-tabid-2106/>



お問い合わせ
フォーム



民間福祉活動に関する情報を
発信しています。

ぜひフォロー・ご登録をお願い
します！



メルマガ



12

ご清聴ありがとうございました。



独立行政法人福祉医療機構
NPOリソースセンター